

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

経営事項審査申請についての注意点

(1) 審査の適否は確認書類にて判断します。

申請者側に起因する理由での書類の誤り（確認書類の不備を含む）については、**受付後での記載内容の修正、不備のあった書類の差し替え、追加はできません。**（手引き 7 ページ 参照）

(2) 提出書類は、**A 4 片面で印刷し順番に製本して正副同じものを 2 部**提出してください。

- ・ 確認書(提出は正本のみ 1 部)で提出書類・確認書類を確認し、チェック欄に○印を必ず付けてください。
- ・ 完成工事高の積み上げを行う場合は「工事種類別完成工事高付表（別記様式第 1 - 2 号）」が必要になります。
- ・ 建設機械の保有状況一覧表を提出される方で、前回認められたもの以外の建設機械については所有を証する書類等も正副 2 部提出ですのでご注意ください。ダンプ車、アスファルト・フィニッシャの場合には自動車検査証記録事項により所有が確認できれば他に所有を証する書類等は不要です。

(手引き 11 ページ、12 ページ、19 ページ、22 ページ、35～38 ページ 参照)

(3) 項番 1 7（自己資本額の基準決算か 2 期平均かの選択）、項番 3 1（完工高の 2 年平均か 3 年平均かの選択）の 2 つの項目は、いずれも二つの方法のうち一つを選択するところです。どちらの選択をされるか必ず明示してください。これら 2 つの項目の選択方法は、相互に又前年の選択にしばらくるといった制約はありませんので、今回の受審で最も有利な形で選択して頂ければ結構です。

(手引き 24～25 ページ、31 ページ、85 ページ、89 ページ 参照)

(4) 項番 1 8（利益額）については、経営状況分析結果通知書の参考値から、「審査対象事業年度」と「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「営業利益」と「減価償却実施額」を転記し、この 2 期平均を記入してください。なお、決算期の変更等の特殊な場合はそのまま転記できませんので 2 7～2 8 ページの記入例を参考に記入してください。

(手引き 25 ページ 参照)

(5) 技術職員名簿について、「新規掲載者」、「審査基準日現在の満年齢」、「CPD 単位取得数」の欄が設けられています。新規掲載者の欄には、審査対象年内に新規技術職員となった者に丸印をつけ、満年齢の欄には審査基準日時点での満年齢を記入し、年齢が満 3 5 歳未満の場合は年齢の数字を丸で囲んでください。

令和 3 年 6 月以降、新規掲載者（過去の申請において掲載がない者）の場合は記載内容確認と在籍確認を行っています。実務経験証明書とともに、記載した建設工事の契約書、注文書・請書等の確認資料及び実務経験期間に在籍していたことがわかる資料を、**事前に**主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。なお、確認要件については、建設業許可における営業所技術者等の実務経験と同様です。

また、CPD 取得単位数には CPD 取得単位数計算シートで計算した単位数を記載してください。

またCPD取得単位がある場合には様式第5号も必ず提出してください。さらに様式第5号に記載された者が1名以上ある場合には、人数の確認のため審査基準日時点で稼働している工事の施工体制台帳の作業員名簿の持参が必要です。

(手引き 13 ページ、16～18 ページ、48～51 ページ、76～77 ページ、99～100 ページ 参照)

(6) 審査基準日以前6ヶ月を超える雇用については、従来の賃金台帳・源泉徴収簿の確認から以下の2点で確認することになりました。

①「雇用保険事業所別被保険者台帳」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の資格取得年月日

②申請時直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(掲載されていない70歳以上被用者に該当する場合は「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」)

特に①の持参のお忘れが多いのでご注意ください。(手引き 14 ページ、17～18 ページ 参照)

(7) 項番46は、CPD取得単位数計算シートで計算した合計単位数を、「技術者数」の欄には技術職員名簿と様式第4号に記載した人数の合計を記載してください。(手引き 101 ページ 参照)

(8) 項番47は、様式第5号のレベル向上の有無欄に丸印を付した人数を、「技能者数」の欄には様式第5号に記載された人数を記載してください。様式第5号に記載された者が1名以上ある場合には、人数の確認のため審査基準日時点で稼働している工事の施工体制台帳の作業員名簿の持参が必要です。(手引き 74～75 ページ 参照)

(9) 項番59、60について、登録経理試験1級又は2級試験に合格した者とは以下のいずれかの者となります。

①1級又は2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者

②1級又は2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

③登録経理試験の1級又は2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者

(手引き 18 ページ、56～57 ページ 参照)

(10) 建設機械の保有状況一覧表について、ダンプ車の正常に稼働する状態であること及び種別または規格を確認できる書類については、自動車検査証記録事項(審査基準日において有効なもの)が必要です。審査基準日後に発行されたものは不可ですので、審査基準日以降に記録事項の記載内容の変更が生じる場合には、必ず変更前の自動車検査証記録事項を保管しておいてください。

また、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められませんのでご注意ください。

審査基準日以前1年以内に購入(又はリース)した場合は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤高所作業車、⑥締固め用機械及び⑦解体用機械については、特定自主検査記録表に代えて特定自主検査実施時期証明書等の写し及び対象機械であ

ることを確認できる書類（カタログ等）を提出（継続の場合は提示）してください。

（手引き 19～20 ページ 参照）

- (11) 持参書類については、一覧表、確認書を参考に自社に関係するものはもれなく持参してください。書類が不足しているため取りに帰っていただくことや、不利な扱いを受けることになることを避けるためにも、ご注意ください。

以下の書類はお忘れが多いので、特にご注意ください。

- ・ 経営事項審査結果通知書（直近のもの）
- ・ 消費税納税証明書（その1）→免税事業者でも発行されますので持参ください。
- ・ 雇用保険事業所別被保険者台帳又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書
→資格取得年月日を確認します。
- ・ 技術職員の資格を証する書類
→特に実務経験証明書、審査基準日に有効な監理技術者証及び監理技術者講習修了証
- ・ 標準報酬月額決定通知書・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
- ・ 法定外労働災害補償制度加入している書類
→民間保険会社の場合には政府労災の加入確認書類も必要となります。
- ・ 5号様式「技能者名簿」記載された者が1名以上ある場合、審査基準日時点で稼働している工事の作業員名簿
- ・ 建設機械の保有状況を確認できる書類
→新車の①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤高所作業車、⑥締固め用機械、⑦解体用機械及び⑧不整地運搬車の場合には「次回実施時期証明書」
→ダンプ車及びアスファルト・フィニッシャの場合には、自動車検査証記録事項（審査基準日において有効なもの）

（手引き 9～20 ページ、50 ページ 参照）

※①提出書類・持参（確認）書類について、不備・不持参の場合、受審出来ない場合があります。

②受付後の記載内容の修正、不備のあった書類の差し替え、追加はできませんので、申請書類の記載、持参書類については、お間違えや不備のないように十分ご注意ください。

③審査日時は、予約申込期限までに予約してください。予約がない場合、受審出来ない場合があります。